

医療法人医仁会 さくら総合病院

指定（介護予防）訪問リハビリテーション

運営規程

【事業の目的】

第1条

医療法人医仁会が開設するさくら総合病院指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

【運営の方針】

第2条

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持、回復を図ることとする。
- 2 対象は指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたり、病状が定期的であり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると担当医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

【名称及び所在地】

第3条

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 : 医療法人医仁会 さくら総合病院
- 2 所在地 : 愛知県丹羽郡大口町新宮1丁目129番地

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条

事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーション方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 従業者

医師 1名以上

理学療法士等 1名以上

従業者は、医師の指示、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条

事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

3 サービス提供時間 午前9時から午後5時10分

【事業の内容】

第6条

指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

【通常の事業の実施地域】

第7条

通常の事業の実施地域は大口町、扶桑町、小牧市、江南市、犬山市の区域とする。

【 利用料その他の費用の額 】

第 8 条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第 7 条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1 キロメートルあたり 50 円を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名していただくこととする。
- 4 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は利用者又はその家族に負担していただくこととする。

【 緊急時における対応方法 】

第 9 条

事業所は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

【 事故発生時の対応 】

第 10 条

- 1 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこととする。ただし、従業者の責めに帰さない事由による場合は、この限りではない。

【個人情報の保護】

第11条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

【虐待の防止に関する事項】

第12条

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当を配置する。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束の禁止】

第13条

身体拘束の禁止原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととする。ただし緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

【業務継続計画の策定】

第 14 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【衛生管理等】

第 15 条

- 1 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

【苦情処理等】

第 16 条

事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために窓口を設置し、必要な措置を講ずることとする。

- 1 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 2 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町村等からの改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

【ハラスメント防止のための措置】

第 17 条

事業所は、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

【従業者の研修】

第 18 条

事業所は、従業者の資質向上を図るため、全ての従業者に対し、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- 1 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- 2 繼続研修 年 1 回

【記録の整備】

第 19 条

事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存することとする。

- 1 訪問リハビリテーション計画
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 利用者に関する市町村への報告等の記録
- 4 苦情内容等に関する記録
- 5 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

【 その他運営に関する留意事項 】

第 20 条

- 1 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するものとする。
- 2 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 3 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と病院長の協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 11 月 20 日より改定する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より改定する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より改定する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より改定する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より改定する。